

工事発注表

入札番号	住16								
発注工事種別	管工事								
工事名	市営河崎住宅49R2棟長寿命化改善機械設備工事								
工事場所	米子市河崎1737番地1								
入札方式	郵便による入札								
工事概要	<p>本工事では、市営河崎住宅49R2棟の長寿命化改善機械設備工事を行う。</p> <p>屋内住戸設備 別途建築主体工事に合わせ、配管・機器の改修に加え、全戸に給湯器を設置し、台所・洗面・浴室の3ヶ所に給湯する。</p> <p>屋内共用設備 PS内配管、ベランダ側立管、住戸内立管等を改修する。</p> <p>屋外共用設備 給水方式の変更(高架水槽方式から直結増圧方式)に伴い、給水設備は本管分岐からやり替える。また、雨水排水設備は側溝まで、汚水排水設備は既設公共樹までやり替える。</p> <p>a)機械設備工事</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>I. 屋内住戸設備工事</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>II. 屋内共用設備工事</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>III. 屋外共用設備工事</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>IV. 発生材運搬費</td> <td>1式</td> </tr> </table> <p>b)発生材処分費 1式</p> <p>※本件工事は令和3年度及び令和4年度にわたる債務負担行為により施工する。そのため、請負代金の支払方法については、原則として年度ごとの支払限度額(当該各年度の予算額の範囲内で設定する。)を設け、建設工事標準約款第39条から第41条までの規定を適用する。</p>	I. 屋内住戸設備工事	1式	II. 屋内共用設備工事	1式	III. 屋外共用設備工事	1式	IV. 発生材運搬費	1式
I. 屋内住戸設備工事	1式								
II. 屋内共用設備工事	1式								
III. 屋外共用設備工事	1式								
IV. 発生材運搬費	1式								
工期	契約日～令和4年6月30日								
予定価格(税込み)	62,502,000円								
最低制限価格(税込み)	(直接工事費+共通仮設費+現場管理費の7/10+一般管理費の5.5/10)×1.1 ※注)1 (予定価格の2/3以上で設定し、予定価格の8/10に満たないときは、8/10とする。)								
発注区分	管工事 A級								
条件									
契約保証	要								
設計図書販売店	(有)山陰コピーサービス TEL:0859-32-7230 FAX:0859-35-0669 ※注)2								
設計図書等購入価格	759円(図面のみの金額)								
入札参加申込期間	令和3年9月13日～令和3年9月16日(午後4時まで)								
入札参加申込場所	米子市総務部契約検査課 FAX:0859-23-5368								
設計図書等購入期間	令和3年9月13日～令和3年9月21日(午後4時まで) ※注)2								
質問受付期間	令和3年9月13日～令和3年9月21日(午後4時まで)								
質問受付場所	米子市総務部契約検査課 FAX:0859-23-5368								
質問回答日	令和3年9月22日								
入札書差出期間	令和3年9月20日～令和3年9月24日 ※注)3								
指定配達日	令和3年9月27日								
入(開)札日	令和3年9月28日 午前11時0分								
入(開)札場所	米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎202会議室								
注意事項	<p>注)1 本工事に設定する最低制限価格は、米子市建設工事最低制限価格設定要領に基づき決定します。</p> <p>注)2 設計図書は、米子市ホームページからダウンロードするか、指定販売店で購入期間内に必ず購入してください。 (図面は、米子市ホームページからはダウンロードできません。) ※設計図書を購入する場合は、必ず事前にFAXで販売店に申し込むこと。 (申込書の様式は米子市ホームページに掲載しています。) ※申込み後の購入取消しはできません。</p> <p>注)3 入札書を郵送する際は、配達日指定郵便、かつ、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかの手続を郵便局で行うこと。</p> <p>注)4 入札書を郵送する際に、工事費内訳書を同封すること。(米子市ホームページに発注案件ごとに掲載した様式を使用すること。)</p> <p>注)5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、入札参加申込日までに3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ること。</p> <p>注)6 専任を必要としない工事においては、同一の主任技術者は、米子市が発注した工事(通常型指名競争及び随意契約によるものを除く。)に3件を超えて従事することはできません。</p> <p>注)7 参加申込時に届のあった配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)は、入札書差出期限まで変更可能とし、その後の変更は原則として認めないものとする。</p> <p>注)8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者は入札に参加ができません。</p>								